

■承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度四万十町一般会計補正予算（第6号））

【要旨】

平成23年度一般会計繰越明許費について、翌年度に繰り越して使用するものとして精査した結果、十和林業研修センター耐震工事設計委託事業の追加及び漁業集落環境整備事業の増額変更を行う必要が生じたため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告をし、承認を求めるものです。

【補正理由】

繰越明許費の追加及び変更 … 第1表「繰越明許費補正」

◇〔6款2項〕十和林業研修センター耐震工事設計委託事業（1,512千円）の追加
設計委託業務については、平成24年3月に耐震診断評定審査を実施し、平成23年度中の業務完了を予定していましたが、評定審査会の結果、修正及び訂正が必要となり、修正後に再審査を受ける必要が生じました。
次回審査会が翌年度（4月）となることから、設計委託料1,512千円を翌年度に繰り越して使用する必要が生じたため、繰越明許費に新たに追加するものです。

◇〔6款3項〕漁業集落環境整備事業（3,000千円）の増額変更
用地購入及び支障物件に係る移転補償契約については、平成23年度中に実施する予定でありましたが、土地所有者が近畿地方に在住しており、協力を得るまでに不測の日数を要し年度内の執行が困難となりました。
このため、先に繰り越しを予定していた用地調査委託及び防災安全施設工事に加え、用地購入及び支障物件に係る移転補償についても追加繰越が必要となったため、精査後、繰越明許費を14,100千円から17,100千円に増額変更するものです。